

滝川市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づく滝川市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「事務の点検及び評価」という。）を実施することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、その実施に関する基本的事項を定めるものとする。

（事務の点検及び評価等）

第2条 教育委員会は、毎年、事務の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により報告書を作成したときは、議会にこれを提出するとともに、公表するものとする。

（学識経験を有する者の知見の活用）

第3条 教育委員会は、事務の点検及び評価を行うに当たっては、その客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 前項の教育に関し学識経験を有する者の知見を活用する方法は、別に定める。

（実施方針）

第4条 教育長は、事務の点検及び評価の計画的かつ着実な推進を図るため、事務の点検及び評価に関する実施方針を定めなければならない。

2 実施方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 事務の点検及び評価の実施に関する基本的な方針
- （2） 事務の点検及び評価の対象に関する事項
- （3） 事務の点検及び評価の視点に関する事項
- （4） 事務の点検及び評価の方法に関する事項
- （5） その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項

（補則）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

平成 20 年 7 月 30 日 教育長決定

1 趣旨

滝川市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関する規則（平成 20 年教育委員会規則第 10 号）第 4 条の規定に基づき、この実施方針を定める。

2 基本的な方針

滝川市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを市議会の所管常任委員会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

3 事務の点検及び評価の対象

- （１）滝川市教育推進計画に掲げる「目標」の達成状況
- （２）上記（１）のほか、教育委員会が実施する事務全般

4 事務の点検及び評価の視点

- （１）市民やサービスの受け手のニーズを的確に把握し、迅速に対応しているか（市民等の視点）
- （２）全体経費を把握し、効率的・効果的な執行が図られているか（コスト削減の視点）
- （３）仕事を客観的に見つめ直し、コスト意識やサービス精神の改善が図られているか（職場活性化の視点）

5 事務の点検及び評価の方法

- （１）「滝川市教育推進計画」に掲げる施策・事業等を対象とし、点検及び評価を実施する。
- （２）点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。
- （３）主管課長は施策・事業の進捗状況等を「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価シート」（以下「点検・評価シート」という。）にまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育部長に提出する。
- （４）教育長は、提出された点検・評価シートをもとに、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の報告書」（以下「報告書」という。）の案を作成し、教育委員会の会議に付議するものとする。
- （５）教育委員会で議決された報告書を市議会の所管常任委員会に提出するとともに公表する。

6 その他

- （１）報告書については、滝川市教育委員会のホームページに掲載するなど、市民にとって容易に情報が入手できる方法で積極的に公表に努めるものとする。
- （２）その他事務の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に教育部長が定める。

滝川市教育委員会の権限に属する事務の外部評価会議設置要綱

（設置）

第1条 滝川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、第三者による点検及び評価を実施することにより、教育行政に対する透明性を確保するとともに、市民への説明責任を果たすため、滝川市教育委員会の権限に属する事務の外部評価会議（以下「外部評価会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 外部評価会議は、教育委員会が実施する施策・事業等の点検及び評価を行う。

（組織）

第3条 外部評価会議は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が選出する。

（1）学識経験者

（2）保護者

（3）前2号に掲げるもののほか関係団体の代表

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の職務期間は、前委員の残りの職務期間とする。

4 委員は、同一の者を再び選出することができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 外部評価会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、外部評価会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 外部評価会議は、委員長が招集する。

2 外部評価会議は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 外部評価会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

4 外部評価会議の会議は、公開とする。ただし、外部評価会議の決定があったときは、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、外部評価会議において関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 外部評価会議の庶務は、教育部学校教育課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、外部評価会議の運営に関し必要な事項は、委員長が外部評価会議に諮って定める。

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この要綱の施行後及び委員の職務期間満了後最初に行われる外部評価会議の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。